宅地内で使用中の「鉛管」「ポリエチレン一層管」について

現在、宅地内で敷設されている給水管は、ポリエチレン二層管と塩化ビニル管が主流ですが、施工時期が 昭和54年度以前は鉛管が使用されている場合があり、昭和54年度から平成6年度までの施工時にはポリエチ レン一層管が使用されている場合があります。

事務組合では、水道本管の取替え時や漏水修理時に公道部分に限り、ポリエチレン二層管へ取替えていま すが、これらの給水管を使用の方は、次のことに留意してください。

■ 鉛管

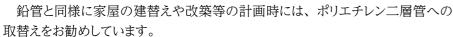
厚生労働省は水質基準で鉛の濃度を「1リットル当たり0.01ミリグラム以下」と 定めていますが、鉛管はメータ(量水器)前後に1~2メートル程度使用している 場合がほとんどで、毎日の通常使用には問題ありません。ただし、水が長時間滞 留した場合は、ごく微量の鉛が水に溶け出している可能性があります。このため、 長期の外出など、長期間、水道の使用がなかった場合は、使用時の最初の水(バ ケツ1杯約6リットル程度)を飲用以外に使用してください。



家屋の建替えや改築等の計画時には、ポリエチレン二層管への取替えをお勧 めしています。

■ ポリエチレン一層管

ポリエチレン一層管は、構造上、内面被膜のはく離による流量低下が起こるこ とがあります。この場合、メータ(量水器)フィルターに付着したはく離物の除去 作業などが必要ですので、宗像地区水道管理センターにお問い合わせください。





問い合わせ 宗像地区水道管理センター 施設課 ☎62・0975

ダムなどの水道施設は立入禁止です

宗像地区事務組合が管理する吉田ダム・多礼ダム及び久末ダムは危険防止のため、立ち入り禁止にしてい ます。魚釣りも禁止です。釣りをしている人などを見かけられた際には、ご連絡ください。

久末ダムにつきましては、周回の管理道路をウオーキングコースとして開放していますが、管理道路(ウオー キングコース)を外れてダム内に立ち入ることはできません。

問い合わせ 宗像地区水道管理センター施設課 ☎62.0975 宗像地区事務組合経営施設課施設係 ☎62.0031

「かっぱリングinむなかた」を開催しました

11月19日、宗像市内において福岡都市圏の水源地である大分県日田市大山の子ども達と「かっぱリングinむ なかた | を開催しました。昨年度は宗像地区の子ども達が大山を訪問し大山ダム等を見学しましたが、今年度は 水を受け取っている宗像がどんな地域か大山の子ども達に紹介し、また一緒に宗像の世界遺産を学びました。

その後、大山の子ども達の歌う福岡都市圏のイメージソング「筑後川にて」に合わせリズミック教室の子ども 達が踊り交流を深めました。





平成30年3月1日号

宗像地区事務組合だより

企画編集 宗像地区事務組合総務課 住所 〒811-3507 福岡県宗像市多禮298番地 ☎ 62·0031 FAX 62·1970 E-mail info@munakataiimu.or.ip ホームページ http://www.munakataiimu.or.ip/

小規模貯水槽水道(受水槽の規模10m以下)設置者の皆さんへ

マンションやビル、病院などの建築物に設置されている「小規模貯水槽水道」(受水槽の規模10㎡以下)の設 置者は、年1回の清掃や施設の点検など宗像地区事務組合の規程に基づく適正な管理をお願いします。

■ 設置者の管理義務

	頻度	内 容
水槽の清掃	年1回	・管理者自ら、もしくは専門の清掃業者に委託して実施してください。
施設の点検	 必要に応じ 随時	・水槽に亀裂はないか、水槽が汚水等で汚染されていないか、水槽内に異物が混入していないかなどを点検し、欠陥をすみやかに改善してください。
水質検査	年1回 もしくは 水質異常時	・給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を年1回行ってください。 ・給水栓における水の異常があれば、すみやかに水質検査を実施してください。
管理報告	年1回 もしくは 水質異常時	・上記清掃や検査を実施した際は、宗像地区水道管理センターに報告してください。・水質に異常があれば、すみやかに水質検査を実施して、健康を害するおそれがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を利用者に知らせるとともに、宗像地区水道管理センターに連絡してください。

■ 専門の機関・事業者

清掃業者〉建築物飲料水貯水槽清掃業として登録している事業者

検査機関〉厚生労働大臣による「水質検査」に登録している検査機関

問い合わせ 宗像地区水道管理センター 施設課 ☎62・0975 ◆水道の開始と中止

(引っ越しの際の開始・中止の手続き)

|転入の場合⟩水道開始の手続きはホームページからの電子申請、又は、宗像地区上下水道料金センターへ の連絡いずれかの方法で行ってください。あらかじめ新居に「使用開始届はがき」があれば、 それに氏名、使用開始年月日などを記入し郵便ポストに投函してください。

| 転出の場合 〉引っ越しの2~3日前(土曜・日曜日、祝日を除く)までに、電話などで引っ越し日を宗像地区 上下水道料金センターまで連絡してください。使用中止日以降、速やかに上下水道メーターを 検針します。現金で精算する場合を除き、お客様の立会いは必要ありません。

新築の際の開始手続き

新築の場合、施工業者が水道開始手続きを代行するケースが多くみられますが、建売の場合などは念のため に宗像地区上下水道料金センターまでご連絡ください。

問い合わせ 宗像地区上下水道料金センター ☎62・0026

17 宗像地区事務組合だより 宗像地区事務組合だより 16 -